

北 塩 原 村

結婚新生活祝金



村内で新婚生活を始める世帯へ
住居費や引っ越し費用などの一部を助成します。

対象となる方

※支給の要件は他にもありますので、詳しくは保健福祉課まで
お問い合わせください。

祝金の種類	支給の年齢要件	支給の金額
新生活祝金	婚姻日における年齢が夫婦 共に40歳未満	上限300,000円
新生活祝金	婚姻日における年齢が夫婦 共に30歳未満	上限600,000円
結婚祝金	婚姻日における年齢が夫婦 いずれかが40歳未満	100,000円
結婚祝金	婚姻日における年齢が夫婦 共に40歳未満	上限100,000円 (新生活祝金を含む)

村独自

令和8年度から新婚世帯を応援するために所得制限を廃止しています

令和8年度より新しい要件が追加されました



- 夫婦それぞれがいずれかを満たしていること
- ア 村が指定するライフデザイン等に関するWeb講座を受講していること
 - イ 医療機関でプレコンセプションケア健診を受診したこと
 - ウ 医療機関で妊娠・出産に関する相談を行うこと

対象となる経費

- 住宅の取得費用
- 住宅のリフォーム費用
- 賃貸住宅の契約に基づく敷金、礼金、仲介手数料、賃料及び共益費
- 業者等に依頼した引っ越し費用

いつでもお気軽にお問い合わせください

保健福祉課 福祉係

TEL

0241-23-3113